

練馬区立学校施設
教育目的外利用および学校開放事業等

感染予防のガイドライン
(新型コロナウイルス感染症)

令和 3 年 6 月
練馬区教育委員会
子育て支援課

ガイドラインの趣旨

新型コロナウイルス感染症については、今後長期的な対応が求められており、感染症予防対策を十分講じながら学校施設を利用していくことが必要となる。本ガイドラインは、そのための運営指針を示すものである。

なお、利用の前提として、感染症の状況に応じて発出される練馬区方針の制限を遵守することとする。

学校施設を利用する際の注意点

学校施設は学校教育に支障のない範囲で、社会教育その他公共のために使用することが認められている。

実施状況は、地域性や学校設備の形態等により違いがあることから、学校が新型コロナウイルス感染症について独自のルールを定めている場合は、それらを遵守するものとする。

目 次

- 1 学校施設利用（教育目的外）および学校開放事業に関するガイドライン
・・・ P 2 ~ 4
- 2 ひろば事業に関するガイドライン
・・・ P 5 ~ 6
- 3 学校応援団・学校開放運営委員会が実施する行事に関するガイドライン
・・・ P 7 ~ 8
- 4 参考
・・・ P 9

1 学校施設利用（教育目的外）および学校開放事業に関する ガイドライン

【共通】学校開放指導員が遵守する事項

【活動前】

- ・指導員は活動前に必ず検温し、発熱等の症状が見られる場合や体調不良の場合には、代替りの指導員を配置するか、代替配置が困難な場合は個人開放を中止する。
- ・利用者の把握をするため、利用者氏名・電話番号が分かるよう受付簿を作成し、利用後1か月保管する。
- ・石けんや消毒液を設置し、利用者への手洗いもしくは手指消毒を徹底する。

【活動中】

- ・利用者へのマスク着用・消毒の声掛けを行う。

【活動後】

- ・利用後は遊具等の消毒を行う。なお、消毒液によっては金属の腐敗をもたらす場合があるため、正しい消毒方法を確認のうえ行う。
- ・利用者および指導員の新型コロナウイルス感染症への感染が分かった場合は、速やかに【発症した方の氏名】【連絡先】【利用日時】【活動した場所】を担当係に連絡する。

【共通】利用者が遵守する事項

- ・利用者は利用前に必ず検温し、発熱等の症状が見られる場合や体調不良の場合には利用しない。
- ・利用前後に手洗いもしくは手指消毒を行う。また、利用中も適宜手指消毒を行う。
- ・マスクを持参し、運動をしていない時や会話をする時にはマスクを着用する。
- ・周囲の人との接触をなるべく避けて活動する。
- ・利用中に大きな声で会話、応援等をしない。
- ・感染リスクが高いと考えられる、飲食を目的とした利用、カラオケ、入浴、合唱、宿泊については、練馬区方針における制限を遵守する。
- ・新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、速やかに【発症した方の氏名】【連絡先】【利用日時】【活動した場所】を施設管理者（学校もしくは学校応援団）に連絡する。なお、団体利用で活動した場合は団体責任者に連絡し、団体責任者から施設管理者（学校もしくは学校応援団）に連絡する。

(1) 校庭の利用

ア 個人開放（学校開放指導員が遵守する事項）

- ・使用する遊具の範囲は、学校のルールに準ずる。
- ・遊具の貸出を行う場合は貸出前後に消毒する。

イ 団体利用（利用団体が遵守する事項）

- ・代表者が当日の参加者名簿を作成し、利用後1か月保管する。
- ・ミーティングや休憩等を含め、集団が密集する行動は避ける（距離を十分に保つ）。
- ・スポーツ用具は、可能な限り持参することとし、複数の利用者が共有しない工夫をする。学校のスポーツ用具を使用した場合には消毒を行う。
- ・利用者相互が接触するような運動・練習方法は避ける。
- ・運動時のマスクの着用は利用者の判断によるものとするが、着替えや運動を行っていない際はマスクを着用する。
- ・消毒液、除菌シート等の消毒用品は利用団体が用意し、活動後は利用者が触れた共用部（ドアノブ、椅子、テーブル、トイレ、蛇口等）を消毒する。なお、消毒液によっては金属の腐敗をもたらす場合があるため、正しい消毒方法を確認のうえ行う。

(2) 体育館の利用

ア 個人開放（学校開放指導員が遵守する事項）

- ・人と人との距離が2メートル以上空くよう注意し、必要に応じて利用人数を調節する。
- ・遊具の貸出を行う場合は貸出前後に消毒する。
- ・更衣室を利用する場合は、密集を避けるよう注意する。

イ 団体利用（利用団体が遵守する事項）

- ・代表者が当日の参加者名簿を作成し、利用後1か月保管する。
- ・ミーティングや休憩等を含め、集団が密集する行動は避ける（距離を十分に保つ）。
- ・ドアや窓をできる限り2方向開放し、30分程度で換気を行うなど、こまめな換気を行う（できる限り常時開放する）。
- ・スポーツ用具は、可能な限り持参することとし、複数の利用者が共有しない工夫をする。学校のスポーツ用具（卓球台、バレーボールの支柱など）を使用した場合には消毒を行う（消毒範囲が不明な場合は、事前に学校に確認する）。

- ・利用者相互が接触するような運動・練習方法は避ける。
- ・運動時のマスクの着用は利用者の判断によるものとするが、着替えや運動を行っていない際はマスクを着用する。
- ・更衣室を利用する場合は、人数を団体内で制限し、交代で利用する等密集を避ける。
- ・消毒液、除菌シート等の消毒用品は利用団体が用意し、活動後は利用者が触れた共用部（ドアノブ、椅子、テーブル、トイレ、蛇口等）を消毒する。なお、消毒液によっては金属の腐敗をもたらす場合があるため、正しい消毒方法を確認のうえ行う。

（３）図書館の利用

ア 個人開放（学校開放指導員が遵守する事項）

- ・ドアや窓をできる限り２方向開放し、30分程度で換気を行うなど、こまめな換気を行う（できる限り常時開放する）。
- ・活動中は利用者同士が正面で向き合って座らないよう、椅子と椅子との間隔を空け、隣との距離を確保する。
- ・貸し出しカウンターに列ができる場合は、前の人との間隔が十分に取れるよう、足元にテープを張るなど対策を実施する。
- ・本の消毒方法および返却時のルールは、学校に準ずる（数日置いてから返却する等）。

（４）教室の利用

ア 団体利用（利用団体が遵守する事項）

- ・代表者が当日の参加者名簿を作成し、利用後１か月保管する。
- ・一箇所に密集する行動は避ける（距離を十分に保つ）。
- ・ドアや窓をできる限り２方向開放し、30分程度で換気を行うなど、こまめな換気を行う（できる限り常時開放する）。
- ・消毒液、除菌シート等の消毒用品は利用団体が用意し、活動後は利用者が触れた共用部（ドアノブ、椅子、テーブル、トイレ、蛇口等）を消毒する。なお、消毒液によっては金属の腐敗をもたらす場合があるため、正しい消毒方法を確認のうえ行う。
- ・感染リスクが高いと考えられる、飲食を目的とした利用、カラオケ、入浴、合唱、宿泊については、練馬区方針における制限を遵守する。

2 ひろば事業に関するガイドライン

(1) 感染症対策の考え方

- ・手洗い、マスクの着用、換気などの基本的な感染症対策の実施
手洗いや手指消毒液の使用、室内でのマスク着用、定期的な換気など、感染症対策の基本となる行動を実践するとともに、児童に対して注意を払う。
- ・3つの密を可能な限り回避する工夫
「3つの密」（密閉・密集、密接）を可能な限り避けるよう、可能な限り分散する工夫をするとともに、児童に対して向き合う・くっつくなどの行動を避けるよう注意を払う。

(2) 児童の分散方法

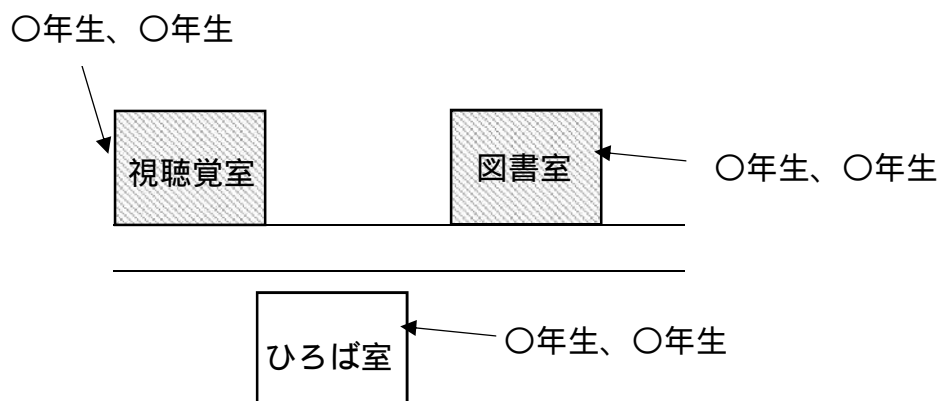
ア 利用人数を制限して、利用児童を分散する。

(例) 曜日ごとに学年を分散させる

月	火	水	木	金
○年生、○年生	○年生、○年生	○年生、○年生	○年生、○年生	○年生、○年生

イ 利用教室を増やし利用児童を分散する。

ひろば室以外の利用できる場所を確保し。学年を分散する（分散箇所に応じてスタッフを配置する）



ウ ひろば活動を制限して、利用児童の密を避ける。

(例)

- ・ひろば室での活動は遊具の利用を禁止にし、自習・読書のみとする。
- ・使える玩具や遊具を制限する。

(3) 従事者の対応

【活動前】

- ・従事者は活動前に必ず検温し、発熱等の症状が見られる場合や体調不良の場合には代替りの従事者を配置する。代替配置が困難な場合は、ひろばを中止する。
- ・活動場所ごとに、石けんや消毒液を設置し、児童の手洗いもしくは手指消毒を徹底する。

【活動中】

- ・児童へのマスク着用、手洗いもしくは手指消毒の声掛けを行う。(校庭など、他の場所から移動してきた児童に対しても声掛けを行う。)
- ・集団を作ったり、身体が触れ合ったりする遊びは避けるよう注意する。
- ・必要に応じて、使える玩具や遊具を制限し、密を避けるよう注意する。
- ・ドアや窓をできる限り2方向開放し、30分程度で換気を行うなど、こまめな換気を行う(できる限り常時開放する)。
- ・椅子の間隔を開けて使用する、机の配置を工夫し児童が向かい合わせにならない等、室内環境を整える。
- ・遊具の貸出を行う場合は貸出前後に消毒する。
- ・冷水器の使用については、学校のルールに準ずる。

【活動後】

- ・ドアノブや手すり、スイッチなど児童が触ったところや遊具等の消毒を行う。なお、消毒液によっては金属の腐敗をもたらす場合があるため、正しい消毒方法を確認のうえ行う。
- ・従事者が新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、速やかに【発症した方の氏名】【連絡先】【利用日時】【活動した場所】を担当係に連絡する。

3 学校応援団・学校開放運営委員会が実施する行事に関する ガイドライン

学校応援団・学校開放運営委員会が学校施設を利用し実施する行事（応援団まつり、スポーツ教室、自主企画イベント等）については、密を避け、十分な感染症防止対策を行う場合のみ実施する。

なお、飲食を伴う内容については、練馬区方針における制限を遵守する。

（１）感染症予防の視点に立った行事計画

実施については、その様態(場所、内容等)に応じて、以下の観点から検討する。

○感染状況

学校や地域における感染状況はどうか。

○事業規模

参加者の数・密集度合、当該校の児童以外または地域外からの参加があるかどうか。

○接触感染の可能性

参加者相互の接触や、共通して触れるものがどれだけあるか。

○飛沫感染の可能性

開催場所の換気はどの程度可能か。参加者同士の距離はどの程度確保できるか。参加者同士が近づいて会話したりする場面がどれだけあるか。

（２）当日の注意事項

【活動前】

- ・ 行事を実施する場合は、来場者の氏名、電話番号、入退室時刻の把握を行い、利用後1か月保管する。
- ・ 活動場所ごとに、石けんや消毒液を設置し、参加者への手洗いもしくは手指消毒を徹底する。

【活動中】

- ・ 参加者へのマスク着用、手洗いもしくは手指消毒の声掛けを行う。
- ・ 集団を作ったり、身体が触れ合ったりする遊びは避けるよう注意する。
- ・ ドアや窓をできる限り2方向開放し、30分程度で換気を行うなど、こまめな換気を行う（できる限り常時開放する）。
- ・ 遊具の貸出を行う場合は貸出前後に消毒する。

【活動後】

- ・ドアノブや手すり、スイッチなど参加者が触ったところや遊具等の消毒を行う。なお、消毒液によっては金属の腐敗をもたらす場合があるため、正しい消毒方法を確認のうえ行う。
- ・参加者および従事者が新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、速やかに【発症した方の氏名】【連絡先】【利用日時】【活動した場所】を担当係に連絡する。

(実施例)

○利用者カードの作成

利用者カード

利用日	月	日	()			
利用(予定)時間	午前	時	分	午前	時	分
	午後			午後		
利用者氏名						
電話番号						

○消毒液の設置



○児童同士が密にならないよう工夫する



○列の間隔を広くとる



4 参考

玩具・遊具の消毒方法

- ・次亜塩素酸ナトリウム薄め液(0.05%)や、アルコール消毒液(70%以上)、家庭用洗剤(新型コロナウイルスに対する有効性が認められた界面活性剤を含むもの)などを、ウイルスに対する有効性を確認し正しく使用する。
次亜塩素酸ナトリウムは金属を腐食させたり、脱色させたりする性質があることから、薄め液で拭いた後は水拭きをするとよい。

【0.05%次亜塩素酸ナトリウム薄め液の作り方】

塩素濃度 6 %次亜塩素酸ナトリウムの場合（商品名：ピューラックス・サンラックPなど）
水 3 リットルに対し、6 %次亜塩素酸ナトリウム 25 ミリリットル（キャップ 1 杯）

【有効性が認められた界面活性剤を含む洗剤の確認方法】

「有効な界面活性剤を含有するものとして事業者から申告された製品リスト」
参照
独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）のホームページで随時更新